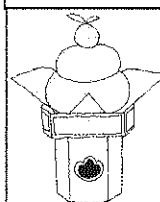


議会報告

# みんなの秩父

発行  
日本共産党  
秩父市議団



## 十二月定例議会報告

### 日本共産党 秩父市議団

12月議会定例会は11月27日から12月16日までの20日間の会期で開かれましたが、閉会日の16日に追加議案が提出され、会期が25日まで9日間延長されました。議案は25年度各会計の決算認定の他市長提出議案が36議案、議員提出議案が1件でした。

議事の主なものと一般質問の内容(要旨)についてお知らせいたします。

#### 市役所本庁舎及び市民会館建設工事

#### 請負契約の締結について議決

#### これまでの経緯

前号でもお知らせした通り、工事が延期となっていた市役所・市民会館建設については、10月臨時議会でも予算増額の上10月14日に制限付き一般競争入札を告示、3社が応札、11月25日開札しました。が予定価格以下の入札がなく、不発、次いで26日、27日に第2回第3回入札を行いました。たがいずれも不発不調に終わりました。市はこれを受けて地方自治法施行令第167条の2第8号の規定に基づき大成・高橋JV(大成建設(株)関東支店・(株)高橋組)との随

意契約交渉に移行しました。

交渉は2度の見積書提出を経て仮契約に至り、今回議会に対して本契約を締結することについて議決を求める追加議案が提出され、反対5名・賛成16名で可決されました。

#### 2度にわたる不発状況

5月及び11月の2度にわたる入札不発の状況については【別表】の通りです。5月の入札では2社による延べ6回の入札で、予定価格との間に5億8千8百万円、11月の入札では3社による延べ6回の入札で、予定価格との間の差額は、5億1千3百万円であり、いずれも想像を超える大きな差額となっていました。

第2回(11月)入札結果

【別表2】

予定価格 4,767,000 (単位千円、税抜)

業者名	入札			随意契約	
	1回(11/25)	2回(11/26)	3回(11/27)	1回(12/8)	2回(12/15)
大成・高橋JV	5,300,000	5,290,000	5,280,000	5,100,000	4,758,000
守屋八潮・斎藤JV	5,410,000	5,299,000	辞退	—	—
五洋建設(株)	5,580,000	辞退	—	—	—

※大成・高橋JV:大成建設(株)関東支店・(株)高橋組  
 ※守屋八潮・斎藤JV:守屋八潮建設(株)・(株)斎藤組  
 ※五洋建設:五洋建設(株)関東営業所

最安値入札価格との差が、5億1千3百万円(予定価格の10.8%)である。

第1回(5月)入札結果

【別表1】

予定価格 4300000 (単位千円、税抜)

業者名	入札		
	1回(5/23)	2回(5/26)	3回(5/27)
フジタ・守屋八潮JV	4,950,000	4,947,500	4,900,000
大成・高橋JV	4,995,000	4,940,000	4,888,000

※フジタ・守屋八潮JV:(株)フジタ関東支店・守屋八潮建設(株)  
 ※大成・高橋JV:大成建設(株)関東支店・(株)高橋組

最安値入札価格と予定価格との差が、5億8千8百万円(予定価格の13.7%)である。

#### 不発随契は禁じ手の合法談合 解消されない数々の疑問

#### 随意契約交渉で急激に価格下落

#### 巨額契約が随意契約?

不発随契という手法は、いかに合法であるとは言え「禁じ手」である「合法談合」に他なりません、加えて年間予算の20%を超える巨額執行の工事を、いかに入札不発の結果とはいえ随意契約で締結する等、到底皆さんの理解を得られないと考えます。

#### 交渉経過、入札額

#### 見積額の推移

別表2をご覧ください、交渉経過を見ると、契約業者の入札3回の価格減少額は、いずれも1千万円ずつ2回で、入札額と予定価格との差は、5億1千3百万円にも上り、しかもこの時点ですでに他業者はいずれも辞退しているため、競争原理が働かない状況で随意契約交渉に入ると、1回目の見積もりで1億8千万円、2回目にはなんと3億4千2百万円も急激に下落しています。入札3回で2千万円しか譲れなかったものが、随契交渉に入った途端に5億2千2百万円も下げられるという経過を、常識的にどう判断すればよいのでしょうか、このことについても、皆さんの理解を得るのは難しいところから更に深く審議す

べきものと考え、審議継続を主張しましたが多数決で審議が打ち切られました。

説明責任を果たしてこそ

今回の問題を通していえることは「市民への説明責任の放棄」であります。私たちは繰り返して「市民説明会」の開催を要求してきましたが「すでに十分果たしてきた」との姿勢を変えず、ついに説明会は開かれませんでした。これは議会に対していえることで不発随契という「禁じ手」が市民や議会の目・耳に触れない形で進められてきたことは大問題です。

「市役所・市民会館の建設を考える市民の会」の皆さんに対しては1万5千筆を超える署名に對しても一顧だにしないという姿勢は厳しく指弾されなければなりません。

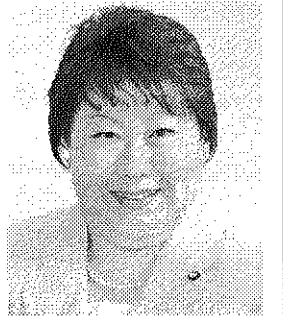
#### 市長不信任決議案も否決

皆さんの声を尊重する最終手段として、「市長不信任決議案」を提出しましたが、無記名投票の結果、賛成5名・反対17名で否決されました。

議会機能の回復を

議会のチェック機能・市民からの付託を議員としてどう受け止めるかが問われています。私たちは引き続き注意深く推移を見守ってまいります。

※ 議会報告「みんなの秩父」の発行費用の一部に政務活動費を使用しています。



出浦あきえ議員の一般質問

市と市民との気持ち乖離

市庁舎建設に関して基本的なコンセプトが大きく覆された。まず一点目、最初示された防災拠点は無震構造だったが耐震構造へと変更された。市庁舎1階に地中熱設備を計画したがこれも変更した。二点目、資金計画について市は当初計画で本庁舎・市民会館・外構工事・既存解体費・情報インフラ・備品購入費を含め、概算コスト約49億円と想定。「今後施設の用途、規模の検討を進め詳細な設計を行い49億円の範囲以内で事業費確定する」としたが、その後26年度当初予算で58億円に引上げられた。私たちは、旧庁舎解体工事予算が超過した経過もあり完成までにとれただけかかわからないことを指摘し反対した。予算は成立し入札が行われたが不調・不落となった。市はその事態を受けて平成32年の合併特例債期限を考慮しつつ、建設費高騰の鎮静化を見守り、工事着工を延期すると決定してきた。ところが市は市民に説明もせず10月6日臨時議会を開き65億円への予算増額補正、再入札を実施する方針を示し「予算は増額するが市民負担は軽減する方策が見つかった。」と述べた。三点目、市長は市

庁舎・市民会館建設について「私には早く造ってくれという声しか聞こえない。」と発言。しかし市民の声は様々である。「子や孫がこんな負担をしょってやるんかい」「このままで良い、何も建てなくて良い。」「将来人口が減って市の税収も減るのに、誰がこの借金を払っていくんだ。」など様々な声が寄せられていた。11月21日には、市庁舎・市民会館の建設を考える会から市長に対して「建設の見直しを求める要望書」が1万2千6百43筆の署名を添えて提出された。ところが、市長は11月27日、12月定例会開会日、3回目の不調・不落を受け、「不落だったが今後も建設に向け取組んでいく。」と発言した。市長は市民との合意形成の上で建設にあたるべきであり、これがないから市と市民の気持ち乖離する状況を招いているのだと思う。



山中すすむ議員の一般質問

子ども子育て新条例制定

関係者の保育要求運動がみられ、児童福祉法24条1項については、市が保育の実施責任を果たすなど、一定の歯止めができた。新条例は「国が一定の省令や基準の策定をし、その省令や基準に地域の実情に応じた基準の策定をする

とされているが。児童福祉法24条に新たに2項が適用され、認定こども園、小規模保育等の地域型保育の各業者との契約など、公的責任があいまいで、家庭状況によっては子どもが保育を受けられない恐れが生じる。又、受けられても新制度による基準後退、子どもへの格差、子どもの健康と安全に関わる問題等、克服されなければならぬ問題点を抱えている。利用定員を超えた場合、施設が契約相手を選ぶことになり、施設と保護者の間のトラブル、障がい児や過去に保護者が保育料を滞納した経歴がある子どもなどが排除される心配、保育料などの心配。とりわけ、条例や基準に関して、国の基準よりも高い基準の策定、ならびに水準の高い子育て支援施策の構築と確立、ならびに提供が求められます。秩父市としての考えを質しました。

市の答弁は、保育を利用する保護者は市と契約し、保育認定した後「秩父市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第5条において施設は利用申し込み、運営規定や職員、利用者負担その他について文書を交付し説明義務を果たす事になっているとのこと。市として、保育料については現行の8段階から20段階に移行、収入によっては保育料が上がる事や家庭的保育施設の職員配置については研修だけで保育を実施する



斎藤かつしげ議員の一般質問

市役所・市民会館建設

①早く着工してほしいという市民の声が多い、②入札条件を緩和する、③建設価格は高止まりからやや下降気配だ、④消費税10%増税の影響回避、などを理由に臨時議会です算増額を図り再入札を行ったが結果は不落到ちた。市はこの不落を受けて最も低い額を入札した業者と「随意契約」交渉を行っている。(12月9日現在)

私は、再入札への判断は正しかったのかを質し、不落を受けた随意契約交渉は合法的談合以外の何物でもない指摘し、いつまでこの交渉を続けるつもりなのかを質したところ、「再入札の判断に間違いはなかった。随意契約交渉は年内一杯を目途に続けるつもりだ。」とのことであった。私は、法に違反しないとはいえ不落を受けての随意契約交渉は禁じ手で、契約額に照らしても到底市民の理解は得られず、許されないと主張し、多くの市民の「計画見直し要望」を受け止め原点到返って見直しを図るべきで、そうすることこそ唯一の解決策であると

主張しました。

この随意契約交渉は、地方自治法施行令に定められた手段であるとはいっても、合法官製談合のそしりは免れないと考えますし、一般会計予算の20%を超える執行を「随意契約」で決めること等あつてはならないことだと考えます。

教育委員会制度改革

①教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置する、②教育長へのチェック機能を強化し会議の透明化を図る、③総合教育会議を設置する、④市長による「大綱」の策定。の4つを主要な柱とした地方教育行政法が定められた。③及び④により、今後市長の教育への関与が強まる恐れがあるが、政府が当初狙っていた「教育委員会廃止」はなくなり、教育行政の最高意思決定機関としての教育委員会が残されたことの意味を汲みとり、教育委員会の改革・活性化の積極的推進を求めました。

他に、公共施設トイレについて質問しました。

日本共産党秩父市議会議員 生活相談はお気軽に 斎藤捷栄 (さいとう かつしげ) TEL (24) 3712 出浦章恵 (いでうら あきえ) TEL (23) 5515 山中進 (やまなかすすむ) TEL (56) 0050 ※ 必要に応じ弁護士も紹介します。